

# 資料1 領域別パッケージ研修の領域追加に係る手続き (案)

# 領域別パッケージ研修の領域追加に係る手続き

○医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において取りまとめられた「特定行為研修の研修内容等に関する意見」(平成30年12月14日)を踏まえ、「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」(平成31年厚生労働省令第73号)が公布され、領域別パッケージ研修の実施が可能となった。

○現在、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」(平成27年3月17日付け医政発0317第1号。以下「通知」という。)において、領域別パッケージ研修の領域として示している領域は次の3領域。

**在宅・慢性期領域、外科術後病棟管理領域、術中麻酔管理領域**

○第19回看護師特定行為・研修部会等における、領域別パッケージ研修の今後についてのご意見等

- ・ 3領域以外の領域の追加については、今後、必要性等を踏まえて検討していくことが必要
- ・ また、その際の手続きについても整理し示すべきではないか

## 領域別パッケージ研修の領域追加について(案)

### 領域追加に係る提案

提案する領域に関連する学会・関係団体等の関係者間で十分な連携や合意形成を図り、当該領域における領域別パッケージ研修の必要性、具体的な特定行為とその区分の組み合わせ等について記載し、書面で厚生労働省(医政局宛)に提案

### 領域追加に係る手続き

チーム医療の一層の推進が求められる中、看護師が広く活躍することが期待され創設されたという本制度の趣旨に鑑み、学会・関係団体等からの提案を受けた場合、以下の点を厚生労働省で確認し、部会での議論を踏まえ、通知改正等の所要の手続きを行い、領域の追加を行うこととする。

- 領域の設定に当たっては、特定の医療機関等ではなく全国的に活用されるよう、領域を細分化しすぎず、協働する関係者の中で認識されやすいもの、また看護師の働く場に応じたものとなっているか
- 当該領域における一般的な患者の状態を想定し、必要十分かつコンパクトな特定行為の組み合わせとなっているか
- 領域に関連する学会・関係団体等、関係者間の連携や合意形成は十分図られているか